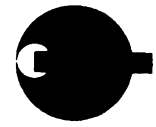


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

(告 示)	〇窒素含有量に係る総量規制基準（二六）
〇水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の定め（環境政策課）	一 環境政策課
〇化学的酸素要求量に係る総量規制基準（環境政策課）	三 〇りん含有量に係る総量規制基準（四四） 環境政策課

奈良県告示第百十三号
水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三第一項の規定による総量削減計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成十九年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（奈良県）
この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の三等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域のうち奈良県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第二第三号に掲げる区域について、平成十八年十一月二十一日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため必要な事項を定めるものである。

一 削減の目標
平成二十一年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

1 化学的酸素要求量について

2 窒素含有量について

表一 発生源別の削減目標量 (単位 トン/日)

削減目標量	参考
生活排水	二二
産業排水	四
その他	二
合計	二八
削減目標量	参考
生活排水	二四
産業排水	四
その他	二
合計	二〇

削減目標量	参考
生活排水	六
産業排水	一
その他	五
削減目標量	参考
生活排水	七
産業排水	一
その他	五

3 りん含有量について

表三 発生源別の削減目標量 (単位 トン/日)

削減目標量	参考
生活排水	〇・六
産業排水	〇・二
その他	〇・一
合計	〇・九
削減目標量	参考
生活排水	〇・六
産業排水	〇・二
その他	〇・一
合計	一・〇

二 削減目標量の達成のための方途

1 生活排水対策

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場及び事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集畜排水処理施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿・汚泥処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進、適正な維持管理の徹底等の生活排水処理対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

(一) 下水道の整備等

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、目標年度までに表四に掲げる指定地域内処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進を図るものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定

及び向上に努めるとともに、高度処理の推進を図るものとする。
 さらに、合流式下水道については、当該市の合流式下水道緊急改善計画に基づき、改善の促進を図るものとする。

表四 下水道整備計画

年度	指定地域内行政人口(千人)	指定地域内処理人口(千人)
二十一	一、三六九	一、〇七一
		うち高度処理人口 五六一

(二) その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、下水道の整備区域以外の区域等において、浄化槽設置整備事業の活用等により浄化槽の整備を促進するものとする。また、既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽等への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、その整備の促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備の促進を図るものとする。

なお、これらの生活排水処理施設については、建築基準法(昭和二十五年法律第三十二号)又は浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)等に基づき、適正な設置、定期検査及び保守点検並びに清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(三) し尿・汚泥処理施設の整備

し尿・汚泥処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(四) 一般家庭における啓発等

水質汚濁防止法等に基づき、市町村と協力し、家庭でできる生活排水対策についての啓発及び普及を行うとともに、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的、総合的な生活排水対策を推進するものとする。

2 産業排水対策

(一) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術の水準又は汚濁負荷量の削減のため採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

新設及び増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な技術の導入が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定するものとする。

知事が定める一定の化学的酸素要求量等の値(Cc等の値)については、平成十八年環境省告示第三十四号(化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)、平成十八年環境省告示第三十五号(窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)及び平成十八年環境省告示第三十六号(りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲)により定めることとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

(二) 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場及び事業場のうち、水質汚濁防止法第二条第三項の規定による排水基準を定める条例(平成二年三月奈良県条例第十四号)及び奈良県生活環境保全条例(平成八年十二月奈良県条例第八号)の排水規制の対象となつていないものについては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量の削減についての指導等を行うものとする。

その他の事業場等については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、適正な排水処理その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置をとるよう指導等を行うものとする。

3 その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講ずることにより汚濁負荷量の削減を図るものとする。

(一) 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十二年法律第一百十

号)等に基づき、肥料の施用量の低減等を図るものとする。

(二) 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十二年法律第一百十二号)、奈良県環境保全型畜産確立基本方針(平成七年三月三十一日制定)等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理等を推進するものとする。

(三) 養殖漁場からの負荷削減対策

持続的養殖生産確保法(平成十二年法律第五十一号)等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼料の使用の促進等養殖漁場の環境管理の適正化等を推進するものとする。

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

1 河川環境の改善

底質汚泥による水質悪化を防止するため、河川において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等を行うものとする。

また、河川直接浄化施設等の整備及びその運用により、河川水の汚濁負荷量の削減を図るものとする。

2 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川の水質監視の実施、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等効果的な監視体制の充実を図るものとする。

3 教育、啓発等

水質総量規制をより効果的に推進するには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力的体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対しては、団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものである。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践に努めるよう啓発等を行うと

ともに、児童及び生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努めるものとする。

4 調査研究の推進

この計画の目標を達成するため、必要な調査研究の推進に努めるものとする。

5 中小企業への助成措置等

中小企業者の排水処理施設の設置又は改善等に対する資金の融資及び技術指導に努め、水質汚濁防止施設の整備を促進するものとする。

(参考)

県内の大阪湾に係る発生源別汚濁負荷量

1 化学的酸素要求量について

表五 発生源別の汚濁負荷量

(単位 トン/日)

削減目標量	平成十六年度における量
生活排水	一一
産業排水	四
その他	二
合計	一八

2 窒素含有量について

表六 発生源別の汚濁負荷量

(単位 トン/日)

削減目標量	平成十六年度における量
生活排水	六
産業排水	一

3 りん含有量について

表七 発生源別の汚濁負荷量

(単位 トン/日)

削減目標量	平成十六年度における量
生活排水	〇・五
産業排水	〇・二
その他	〇・一
合計	〇・八

備考 県内の大阪湾に係る汚濁負荷量算定の範囲は、大和川及び淀川(一部を除く。)に係る流域とする。

奈良県告示第百十四号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号。以下「防止法」という。)第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十四年七月奈良県告示第百九号(化学的酸素要求量に係る総量規制基準)は、廃止する。ただし、平成十九年九月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cci及びCcの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十二年三月三十一日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十九年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。)第五条第一項に規定する区域のうち奈良県の区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二十条第五項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一 昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^3$
二 昭和五十五年七月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。)及び同日以後特別措置法第五条第	$Lc = (Cc \cdot Qc + Ci \cdot Qi + Co \cdot Qo) \times 10^3$

<p>一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次項から二十二の項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>三 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>四 昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>
<p>（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>五 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第五百五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>六 昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第</p>
<p>一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>七 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和六十二年政令第二百五十五号。以下「昭和六十二年改正政令」という。）の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	<p>八 昭和六十二年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和六十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。）のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和六十二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第</p>

<p>項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされたものを除く。</p>	<p>九 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。)の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成二年改正政令の施行により平成三年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>十 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成三年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平</p>
<p>成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成九年政令第二百六十九号。以下「平成九年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成九年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成九年十二月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>十 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第七十三号。以下「平成十年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十年六月十七日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地</p>
<p>域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>十 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十一年三月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第三百九十二号。以下「平成十二年廃掃法改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 平成十二年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十二年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十二年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>

二 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第二百一号。以下「平成十三年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^3$
二 平成十三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成十三年七月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^3$

備考

この表に掲げる式において、 Lc 、 Cc 、 Qc 、 Cci 、 Qci 及び Qco は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十二号。別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という。))及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第二については、特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置される指定地域内事業場であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
- Cc 別表第一又は別表第二の第一欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第二欄の1に掲げる化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)
- Qc 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
- Cci 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第二欄の3に掲げる化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cci	別表第一又は別表第二の第一欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げる化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)
Cco	Ccと同じ値(単位 一リットルにつきミリグラム)
Qci	平成三年七月一日(十二の項にあつては平成三年十月一日、十四の項にあつては平成九年十二月一日、十六の項にあつては平成十年六月十七日、十八の項にあつては平成十二年三月一日、二十の項にあつては平成十二年十月一日、二十二の項にあつては平成十三年七月一日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル))
Qco	昭和五十五年七月一日(四の項にあつては昭和五十七年七月一日、六の項にあつては昭和五十八年一月一日、八の項にあつては昭和六十二年十月一日、十の項にあつては平成三年四月一日)から平成三年七月一日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル))
四 施行期日	平成十九年九月一日から施行する。
別表第一	

業種その他の区分		化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)		備考
二 畜産農業	三 天然ガス鉱業	1	2	
		七〇	七〇	
		六〇	六〇	
		六〇	六〇	

四 非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五 肉製品製造業	四〇	四〇	三〇	
六 乳製品製造業	三〇	三〇	二〇	平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、第三欄の3の値は、三〇とする。
七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇	
八 水産缶詰・瓶詰製造業				
九 寒天製造業	八〇	八〇	八〇	
一〇 魚肉ハム・ソーセイジ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)				
一二 冷凍水産物製造業				

	六二 繊維工業で綿状繊維・糸染色 整理工程(染色整理工程付帯 加工処理工程を含む。)に係 るもの	六〇 繊維工業で織物手加工染色整 理工程(染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。)に係る もの	五九 繊維工業で織物機械染色整理 工程(染色整理工程付帯加工 処理工程を含む。)に係るも の(前項に掲げるものを除く。)	五八 繊維工業で毛織物機械染色整 理工程(のり抜き、精練漂白、 シルケット加工その他の染色 整理工程に付帯して行われる 加工処理工程(以下「染色整 理工程付帯加工処理工程」と いう。)を含む。)に係るも の	五七 繊維工業で麻製織工程に係る もの	じ。)で整毛工程に係るもの
	〇	〇	〇	〇	〇	
	一〇	一〇	一一	一四	一四	
	五〇	九〇	八〇	四〇	九〇	
	五〇	九〇	八〇	三〇	九〇	
七二 合板製造業(集成材製造業を 造業)	六九 一般製材業又は木材チップ製 造業	六八 繊維工業(五五の項から前項 までに掲げるものを除く。)	六七 繊維工業で繊維製衛生材料製 造工程に係るもの	六六 繊維工業で上塗りした織物及 び防水した織物製造工程に係 るもの	六五 繊維工業でフェルト製造工程 に係るもの	六四 繊維工業で不織布製造工程に 係るもの
三〇	四〇	七〇		四〇	四〇	七〇
三〇	四〇	三〇		四〇	四〇	七〇
三〇	四〇	三〇		四〇	四〇	六〇
接着機洗浄水を循環す						
八〇	七九 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で未さらしケミ グラントパルプ製造工程又は 未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの(次項に 掲げるものを除く。)	七八 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグラントパル プ製造工程、リファイナーク ランドパルプ製造工程又は サーモメカニカルパルプ製造 工程に係るもの	七七 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でサルファイト パルプ製造工程に係るもの	七六 パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で溶解パルプ製 造工程に係るもの	七五 木材薬品処理業	含む。)又はパーティクルボ ード製造業
八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇	
八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇	
八〇	七〇	五〇	六〇	七〇	二〇	
						るものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、一 〇、一〇、一〇とする。

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係る	六〇	六〇	四〇	一 青酸誘導品含有排水を排出する工程に係る。
一〇八	無機化学工業製品製造業(一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。)	三〇	二〇	二〇	一 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇とする。 二 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇とする。
一〇七	無機顔料製造業	三〇	二〇	二〇	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。
一〇六	電炉工業				
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	
					けるものを除く。)
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	二〇	二〇	あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二二〇、一九〇とする。 二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。 三 エピクロロヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	五〇	三〇	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	五〇	五〇	五〇	一 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。 二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一
一二二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	一 乳重合合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。 二 クロロブレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一三〇、一三〇とする。
					チレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。

一一六	メタン誘導品製造業		一一五	脂肪族系中間物製造業	一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）		
三〇			六〇		六〇			
三〇			六〇		四〇			
二〇			五〇		四〇			
		三、エピクロヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一三〇、一三〇とする。		一 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、一九〇とする。 二 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、八〇、八〇とする。			六〇とする。	
			二二〇	プラスチック製造業	二二八	コールドロール製品製造業	二二七	発酵工業
			三〇		〇	二二	〇	二二
			二〇		〇	二二	〇	二二
			二〇		〇	二二	〇	二二
		二 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。		一 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 二 一 メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・フタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、五〇、五〇とする。				
			二二三	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二二二	合成ゴム製造業		
	二二三 レシオン・アセト製造業のうちレシオンの製造に係るもの		五〇		四〇			
			五〇		四〇			
			五〇		四〇			
		二 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。		一 有機ゴム製品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。 二 一 乳比重法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。 二 クロプロレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二二〇、二二〇、二二〇とする。				

二四	レヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇						
二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇					アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、四〇、三〇とする。	
二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇						
二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇						
二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	四〇						
二九	塗料製造業									
三〇	印刷インキ製造業	四〇	四〇	三〇						
三一	医薬品原薬・製剤製造業	一〇	九〇	六〇					平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄の3の値は、七〇とする。	
三二	医薬品製剤製造業	八〇	六〇	三〇						
三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇						
三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇						
三五	動物用医薬品製造業	六〇	六〇	五〇						
三六	火薬類製造業	二〇	二〇	二〇					硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、五〇とする。	
三七	農薬製造業	三〇	三〇	二〇						
三八	合成香料製造業	二二	一一	一一						
三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	二〇						
四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業									
四一	ゼラチン・接着剤製造業にかわ製造業を含む。)	二〇	二〇	二〇						
四二	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇						
四三	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇						
四五	イオン交換樹脂製造業	二七	二七	二三						
四六	化学工業(二〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)	七〇	四〇	四〇						
四七	石油精製業	二〇	二〇	二〇					潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。	
四八	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇					硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、四〇とする。	
四九	コークス製造業	一八	一八	九〇						
五〇	石油コークス製造業	七〇	七〇	五〇						
五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇						
五二	ゴム製品製造業でラックス成型型洗浄工程に係るもの	六〇	四〇	四〇						

一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	一五三
ガラス・同製品製造業(一五	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	ガラス繊維(長繊維に限る。) (・同製品製造業)	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業(前項に掲げるものを除く。)
一〇	三〇	五〇						一〇	五〇	〇	三〇
一〇	三〇	五〇						一〇	五〇	〇	二〇
一〇	三〇	五〇						一〇	五〇	〇	二〇
一七八	一七六	一七五	一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	
製鋼・製鋼圧延業(転炉(単	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業	うわ薬製造業	鉱物・土石粉砕等処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	六の項から前項までに掲げるものを除く。)
二〇	一〇	二〇	一〇	二〇		三〇	二〇				
二〇	一〇	二〇	一〇	二〇		二〇	二〇				
二〇	一〇	二〇	一〇	二〇		二〇	二〇				
			コークス炉を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。								
一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	
めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	プリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼管製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成形鋼管製造業	冷間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	熱間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	独転炉を含む。又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)
		二〇		一〇	二〇	一〇		二〇	三〇		
		二〇		一〇	二〇	一〇		二〇	二〇		
		二〇		一〇	二〇	一〇		二〇	二〇		

一九〇	めつき鉄鋼線製造業												
一九一	表面処理鋼材製造業(一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)												
一九二	鍛鋼製造業												
一九三	鍛工品製造業												
一九四	鋳鋼製造業												
一九五	銑鉄物製造業(次項及び一九七の項に掲げるものを除く。)												
一九六	鋳鉄管製造業												
一九七	可鍛鋳鉄製造業												
一九八	鉄粉製造業												
一九九	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)												
二〇〇	非鉄金属製造業												
二〇一	電気めつき業	六〇											
二〇二	金属製品製造業(前項に掲げ	二〇											
		一〇											
		一〇											
二二〇	空瓶卸売業				二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三		るものを除く。)
									電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	プリント回路製造業	一般機械器具製造業		
三〇					三〇	二〇	二〇		二〇	四〇			
二一〇					三〇	二〇	二〇		二〇	二〇			
二二〇					三〇	二〇	二〇		二〇	二〇			
													標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二〇、二〇、二〇とする。
二二〇	病院					二二六	二二五	二二四	二二三	二二二	二二一		
						洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)		
五〇						四〇	五〇		七〇	八〇	三〇		
三〇						四〇	五〇		五〇	四〇	三〇		
三〇						三〇	三〇		三〇	三〇	二〇		
	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄								平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の1及び2の値は、それぞれ三〇、三〇とする。				

別表第二											
化学的酸素要求量		7 以上のいずれにも属さないもの	6 指定地域内事業場に係る雑排水及びし尿(二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。)	5 自動式車両洗浄施設を使用する工程に係るもの	4 水道業(二〇九の項に掲げるものを除く。)	3 その他の製塩業(日本標準産業分類三二に属するもの)	項から一七〇の項までに掲げるものを除く。)				
		四〇	八〇			四〇					
		二〇	八〇			二〇					
		二〇	六〇			二〇					
			平成十八年一月一日以後に設置されるものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。								
業種その他の区分											
八 水産缶詰・瓶詰製造業	七 畜産食品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	六 乳製品製造業	五 肉製品製造業	四 非金属鉱業	三 天然ガス鉱業	二 畜産農業	業種その他の区分		(単位 リットルにつきミリグラム)		
	四〇	三〇	四〇	二〇	六〇	七〇	1	△			
	四〇	三〇	四〇	二〇	六〇	七〇	2				
	三〇	二〇	三〇	二〇	六〇	六〇	3				
							備考				
							平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。)にあつては、第二欄の3の値は、三〇とする。				
九 寒天製造業	一〇 魚肉ハム・ソーセイジ製造業	一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	一二 冷凍水産物製造業	一三 冷凍水産食品製造業	一四 水産食品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	一五 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	一六 野菜漬物製造業	一七 味を製造業	一八 しょう油・食用アミノ酸製造業	一九 うま味調味料製造業	二〇 ソース製造業
	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	三〇	八〇	七〇	七〇	三〇	
	八〇	八〇	八〇	四〇	四〇	三〇	四〇	七〇	二〇	三〇	
	八〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	二〇	三〇	

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	六〇	六〇	四〇	有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、五〇、五〇とする。
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で	五〇	五〇	三〇	合成染料又は合成染料
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	二〇	二〇	環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（	五〇	五〇	五〇	中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一八〇とする。
一一四	石油化学系基礎製品製造業	六〇	四〇	四〇	脂肪族系中間物製造工程、環式中間物、合成染料、有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの
一一五	脂肪族系中間物製造業	六〇	六〇	五〇	第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二七〇、二六〇、二六〇とする。
一一六	石油化学系基礎製品製造業	六〇	六〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一一七	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一一八	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一一九	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二〇	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二一	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二二	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二三	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二四	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二五	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二六	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二七	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二八	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一二九	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。
一三〇	石油化学系基礎製品製造業	五〇	五〇	五〇	有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。